



福岡医発第 258 号 (地)

平成 25 年 4 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 13)」の送付について

今般、厚生労働省より、平成 24 年度診療報酬改定に関する Q&A「疑義解釈資料の送付について (その 13)」が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本疑義解釈資料は、先般一部改正が行われました「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱い」および平成 24 年度診療報酬改定における経過措置期間が終了し、平成 25 年 4 月 1 日より施行されます「無菌治療室管理加算 1」「精神療養病棟入院料の重症者加算 1」の施設基準の届出等に関する Q&A となっております。
- 2) 本資料につきましては、本会会員専用ホームページ→医療保険→「平成 24 年度診療報酬改定について」に掲載いたしますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下 拓郎
会長 蒲池 壽

(保 246)

平成 25 年 3 月 29 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 13）」の送付について

平成 24 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、平成 24 年 3 月 6 日付日医発第 1114 号（保 253）「平成 24 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 24 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 13）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

本疑義解釈資料は、先般一部改正が行われました「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱い」および平成 24 年度診療報酬改定における経過措置期間が終了し、平成 25 年 4 月 1 日より施行されます「無菌治療室管理加算 1」・「精神療養病棟入院料の重症者加算 1」の施設基準の届出等に関する Q & A となっておりますので、ご確認ください。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 13）

（平 25.3.28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
平成25年3月28日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その13）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）等により、平成24年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【特定入院料】

（問 1） A312精神療養病棟入院料の重症者加算 1 については、平成25年 4 月 1 日以降に当該加算を算定するためには届出が必要となっているが、 4 月 1 日から算定するためには、いつまでに届出をする必要があるか。

（答） 各医療機関の状況等に鑑み、平成25年 4 月 1 日から算定するための届出期限は平成25年 4 月30日までとする。平成25年 3 月31日までに既に届け出ている医療機関については、平成25年 4 月 1 日以降も当該加算を算定することができる。

なお、既に当該入院料を届け出ている医療機関については、様式55の 2 のみを別添 7 に添付して提出すればよい。

（問 2） 重症者加算 1 を平成25年 3 月に届出する場合、実績期間は診療報酬改定後の平成24年 4 月から平成25年 2 月までの11ヶ月間でよいのか。

（答） 直近 1 年間の実績をもって届出を行う。

（問 3） 重症者加算 1 の様式55の 2 は、毎年提出する必要があるのか。

（答） そのとおり。

届出受理後の措置として、毎年 3 月末日までに、前年 1 年間（暦年）の実績について様式55の 2 による報告を行い、必要があれば届出の変更等を行う。

なお、平成25年 4 月以降の当該加算については、最初の届出をもって算定可能とし、平成26年 4 月以降については、報告を行う年の前年 1 月～12月の実績に基づく報告をもって算定可能とする。

【ヘリコバクター・ピロリ除菌治療】

(問4) ヘリコバクター・ピロリ感染の除菌治療について、その対象患者が新たに追加されたが、実施に当たってはどのような要件を満たす必要があるのか。

(答) 新たな対象患者は、

1. 内視鏡検査によって胃炎の確定診断がなされたもので、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われるものに対して、
 2. 除菌前の感染診断により、ヘリコバクター・ピロリ陽性であることが確認されたもの
- に限られる。

なお、除菌の実施においては、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。

(問5) 抗菌薬が胃炎に適用拡大される前（平成25年2月21日より前）に、胃炎と診断されている患者に対して除菌治療ができるのか。

(答) 内視鏡検査にて胃炎が診断されている者で、かつヘリコバクター・ピロリ陽性が確認されている患者に限る。診断時の内視鏡検査の所見を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、平成25年2月21日より前に自由診療により行った除菌治療については保険診療の適用とはならないが、平成25年2月21日以降に実施した除菌判定等に係る費用については、保険診療の適用となる。

(問6) 健康診断で行った内視鏡検査で胃炎が見つかった患者も除菌治療の対象となるのか。

(答) 対象となる。また、健康診断で行った内視鏡検査で胃炎が見つかり、引き続き除菌治療を行った場合の患者の費用の支払いについては、健康診断の費用として支払われる額と保険請求する額が重複することのないよう、平成15年7月30日付事務連絡「健康診断時及び予防接種の費用について」に基づき行うこと。



事務連絡
平成15年7月30日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

健康診断時及び予防接種の費用について

標記については、保険医療機関及び保険医療療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）等により取り扱われているところですが、今般、下記のとおり取扱いを明確化しましたので、関係者に対し、遺漏のないよう周知徹底をお願いします。

記

1. 健康診断時の内視鏡検査により病変を発見し、引き続き、その内視鏡を使用して治療を開始した場合においては、その治療は療養の給付として行われるものであるため、保険医療機関は内視鏡下生検法、病理組織顕微鏡検査、内視鏡を使用した手術など治療の費用を保険請求することができる。
なお、内視鏡を使用した手術の所定点数には内視鏡検査の費用が含まれていることから、内視鏡を使用した手術の費用を保険請求する場合には、健康診断としての内視鏡検査の費用の支払を受けることはできない。
2. 入院患者に対する予防接種については、当該患者の罹患予防等の観点から実施されるものであって、療養の給付として行われるものではないことから、外来患者に対する予防接種と同様に、患者からその費用の支払を受けることができる。